

令和 8 年 3 月 2 9 日 執行
壬 生 町 長 選 挙
壬 生 町 議 会 議 員 選 挙

指定病院等における 不在者投票の手引

注意事項

- 投票事務にあたっては、選挙人の投票の秘密を確保し、地位を利用した利害誘導などがないよう留意願います。
- 投票用紙等は、受領してから不在者投票後に送致・送付するまでの間、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して厳重に保管してください。

壬 生 町 選 挙 管 理 委 員 会

は し が き

この手引は、令和8年3月29日に行われる壬生町長選挙（以下「町長選挙」という。）及び壬生町議会議員選挙（以下「町議選挙」という。）における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、指定保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の町長選挙及び町議選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書を熟読いただきますとともに、御不明の点については、お気軽に壬生町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

目 次

第1 指定病院等における不在者投票の概要	1
1 一般的事項	1
2 不在者投票に関する事項	1
第2 不在者投票管理者の職務等	3
1 不在者投票管理者とは	3
2 不在者投票管理者の主たる事務	4
3 不在者投票管理者の留意すべき事項	4
4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	4
第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ	5
第4 指定病院等における不在者投票の方法等	7
1 選挙人に対する周知	7
2 投票用紙等の請求	8
3 投票記載場所の設備	13
4 不在者投票	14
5 投票の送付	20
6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理	20
第5 その他	21
1 経費の請求	21
別記様式（報告書兼請求書）	22
別記様式（記載例）	23
（図1）不在者投票用封筒（外封筒）	24
（図2）送致用封筒（不在者投票用封筒を郵送又は送致するための封筒）	24
お知らせ	25
投票上の注意	26

※ 文中、年号の表記のない月日については、「令和8年」を省略したものです。

※ 添付書類 不在者投票用紙等請求依頼書・投票用紙等請求書・別紙・報告書（兼請求書）

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

告示の期日……………令和8年3月24日（火）

選挙の期日……………令和8年3月29日（日）

(2) 投票ができる選挙人は、次の①及び②の2つの要件を満たす者です。

① 町長選挙及び町議選挙の選挙権を有する者であること。

選挙権を有する者とは3月29日（選挙の期日）現在次のいずれにも該当する者です。

ア 日本国民である者

イ 年齢満18年以上である者

ウ 壬生町に引き続き3か月以上住所を有する者

② 3月29日現在において当委員会の選挙人名簿に登録されている者であること。

したがって、実質的に選挙権を有する者であっても、上記の選挙人名簿に登録されていない者は、投票することができません。選挙人名簿に登録されている者とは、日本国民で、原則として次のいずれにも該当する者です。

ア 平成20年3月30日以前に生まれた者

イ 壬生町に現に住所を有し、令和7年12月23日以前にその者に係る住民票が作成され（転入者については、12月23日以前に転入届がなされ）、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている者

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

- ① 今回の町長選挙及び町議選挙において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

ア 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

イ 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

（ア）選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

（イ）選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

（ウ）選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先は、投票区の内外を問わない。）

（エ）選挙の当日、天災又は悪天候により投票所に行くことが困難と見込まれる者

ウ 選挙人が、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所にある場合

② 指定病院等に入院（所）中の選挙人は、①によるもののほか、次の方法でも不在者投票を行うことができます。

ア 選挙人が自ら、指定病院等の長を不在者投票管理者として不在者投票を行う旨申し立てて、当委員会委員長に投票用紙等を請求し、当該指定病院等の中で不在者投票を行う方法

この場合、選挙人は、不在者投票を行う際に、指定病院等の長（不在者投票管理者）に対し、不在者投票証明書の入った封筒（当委員会委員長が投票用紙等とともに交付する。）を提出する必要があります。

イ 選挙人が自ら、当委員会委員長に投票用紙等を請求し、返送された「投票用紙等」を持参し、当該委員長又は現に所在し若しくは居住する市区町村選挙管理委員会に出向き、委員長を不在者投票管理者として不在者投票を行う方法

ウ 選挙人が、身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で、かつ、その障害の程度が一定以上の者又は介護保険の被保険者証に要介護5として記載されている者が「郵便投票証明書」の交付を受けている場合で、郵便等による不在者投票を行う旨、当委員会委員長あて申し出て投票用紙等を請求し、その現在する場所で投票用紙に記載し、自ら郵便等で、当委員会委員長に投票用紙等を送付する方法（以下「郵便投票」という。）

これら②の方法による場合は、指定病院等の長の事務が異なることとなりますので、できる限り①の方法により行うよう選挙人を指導することが適当です。

(2) 不在者投票のできる期間等

① 不在者投票（郵便投票を除く。以下同じ。）のできる期間は、3月25日から3月28

日（土曜日を含む。）までの4日間であり、不在者投票のできる時間は、この間毎日午前8時30分から午後5時までです。

- ② 投票用紙等の請求は、不在者投票の開始日3月24日前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

なお、請求を受けた場合、投票用紙等を郵送により交付するのは、3月23日以降に行われます。

町長選挙及び町議選挙の不在者投票の開始日前に投票用紙等が郵便等により送付された場合であっても、不在者投票を行う日は、開始日以後に設定しなければなりません。

- ③ 選挙人が不在者投票をする場合、町長選挙を先にさせ、次に町議選挙をさせていただきます。
- ④ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から当委員会委員長に送致又は郵便等（速達、書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって送付することになります。なお、送致等を受けた当委員会委員長は、当該投票を3月29日の投票所閉鎖時刻（午後7時）までに選挙人の属する投票区の投票所に送致しなければなりませんので、**投票の済んだ不在者投票は早目に送致等**をしてください。

(3) 投票用紙等

- ① 投票用紙は、町長選挙がクリーム色用紙に赤刷、町議選挙は白色用紙に黒刷となっています。
- ② 不在者投票用封筒の印刷の色は、事務処理上の便宜から、町長選挙用を赤刷、町議選挙用を黒刷に色分けしてあります。
- ③ 不在者投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。（内封筒に投票用紙を入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をする）

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院にあっては院長が、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあっては当該施設の長が、労役場及び監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長が、留置施設にあっては留置業務管理者が不在者投票管理者となります。ただし、指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び

少年鑑別所を除く。)の院長、施設長等が、候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることはできません。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3及び第4に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっておりますので、特に注意してください。
例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。
- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護老人保健施設にあっては、院長若しくは施設の長の職務を代理する医師又は歯科医師が、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、少年院及び少年鑑別所にあってはその長、労役場、監置場にあってはその施設が附置された刑事施設の長又は留置施設にあってはその留置業務管理者の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票事務の流れ

選挙人に対する周知
(内容) 選挙権のある者
不在者投票を希望する者
投票用紙等の請求の申出
投票の日時・場所
(P 7)

- ① 周知の掲示表の様式は「第4の1 選挙人に対する周知」(P 7)の(例)を参照してください。
- ② 投票の期日は、3月25日以降なるべく早い日で、希望者全員が投票できるような日を定めることが適当です。
- ③ 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるよう定められています。

選挙人から請求依頼の受付
(P 8)

「不在者投票用紙等請求依頼書」(P 8参照)により、選挙人本人から投票用紙等の請求の依頼を受けてください。

投票用紙等請求書の作成
(P 10～P 11)

- ① 投票用紙等請求書及び(別紙)を作成してください。
- ② 投票用紙等請求書は、町長選挙及び町議選挙併用となっていますので、これらを同時に請求する場合は一式作成すれば足りります。
- ③ (別紙)については、不在者投票事務処理用として、別にもう1枚を作成(コピー機等による複写)しておいてください。

当委員会への投票用紙等の請求

直接又は
郵便等※(速達)

※ 速達や書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック)

(当委員会)
選挙人名簿との照合
投票用紙等の交付
(P 12)

直接又は
郵便等※(速達)

※ 速達や書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック)

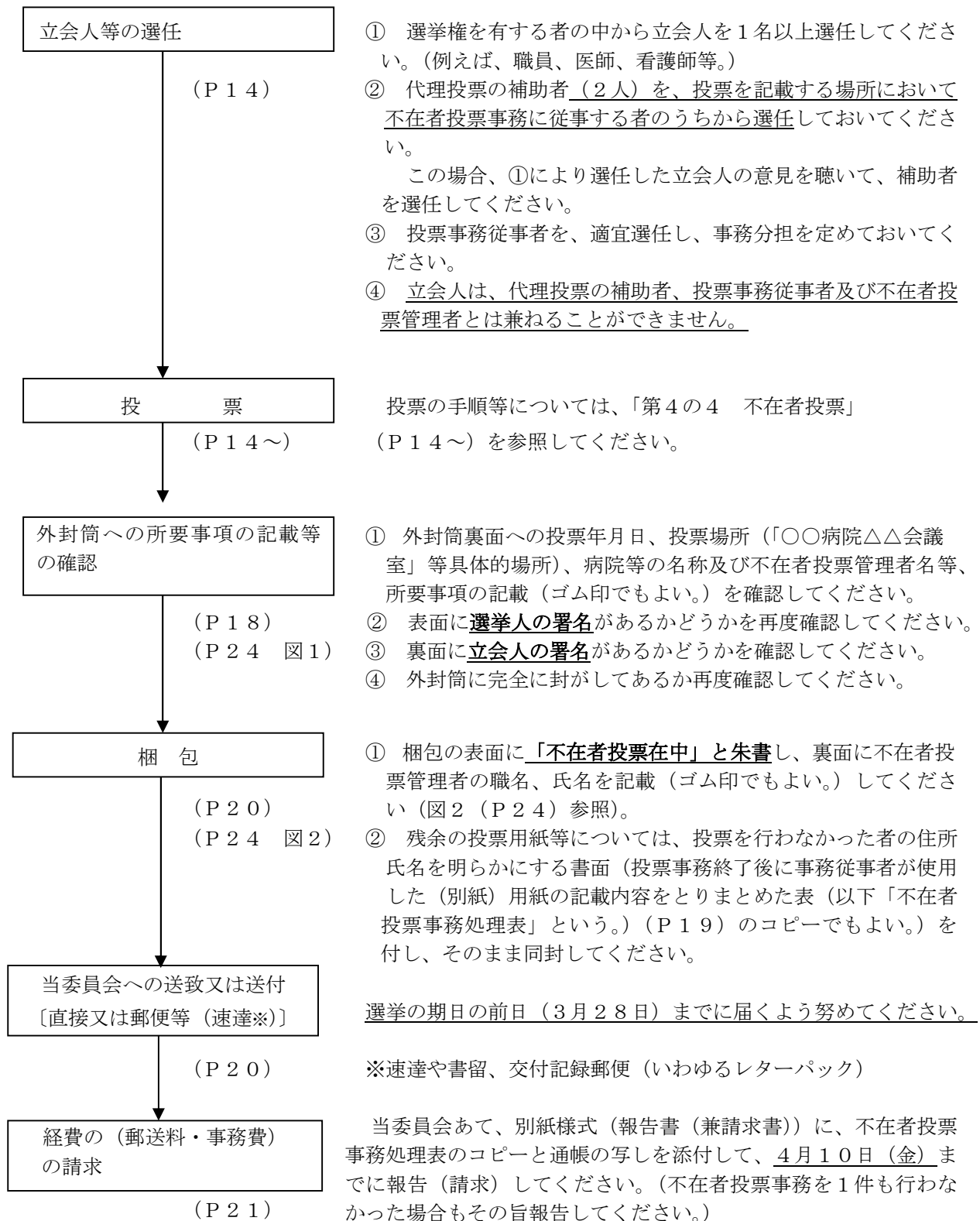
投票用紙等の受領
(P 12)

投票用紙等の確認及び保管

- ① 町長選挙、町議選挙ともそれぞれ投票用紙、外封筒、内封筒が間違いなくあるかどうかを確認してください(外封筒表面最下部に選挙人の氏名を鉛筆等で記載した上、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットになっています。)
- ② 投票用紙等は、金庫等必ず鍵のかかるものを利用して指定病院等において不在者投票を行う日まで厳重に保管してください。

投票記載場所の設備
(P 13～14)

「第4の3 投票記載場所の設備」(P 13～14)を参照してください。



第4 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続きを、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、次の（例）のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（ショートステイを含む入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人、通院（所）者など）は、この不在者投票はできませんので、注意してください。

（例）

お 知 ら せ	一 投票日時 令和八年三月二十五日（水） 午前九時 ～ 午後三時	二 場 所 第一病棟第一会議室	<p>当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっております。</p> <p>つきましては、来る三月二十九日に執行されます壬生町長選挙及び壬生町議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。</p> <p>なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。</p> <p>また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認のうえおいでくださるようお願いいたします。</p>
山川病院院長	山川一郎		

※ 掲示表の原稿を25ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して所要事項を記入の上、利用してください。

- (2) 投票の期日は、3月25日以降なるべく早い日で希望者全員が投票できるような日を設定することが適当です。
- (3) 投票の時間は、午前8時30分から午後5時までの間に設けるように定められています。

2 投票用紙等の請求

- (1) 選挙人から指定病院等の長に対して行う投票用紙等の請求依頼

選挙人は、町長選挙及び町議選挙の当日（3月29日）、第1の2の(1)「指定病院等で不在者投票ができる者」（P1）に該当する場合には、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼することができます。

なお、この依頼は、別途配布する不在者投票用紙等請求依頼書（下記様式参照）に、選挙人本人に住所・氏名等を記入させることにより行うものです。

また、点字投票該当者（4の(4)の②「点字投票」（P17参照）又は代理投票該当者（4の(4)の③「代理投票」（P17、18参照）については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記入しても差し支えありません。ただし、この場合は、代理記載の旨及び代理記載をした者の氏名を請求依頼書の余白に記載してください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和8年3月29日執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

令和8年3月 日

住 所

氏 名

明治 大正 昭和 平成 年 月 日生

不在者投票管理者 様

記

1 選挙の種類（特に投票を希望しない選挙等があるときは、当該選挙等名を~~====~~で抹消すること。）

(1) 壬生町長選挙

(2) 壬生町議会議員選挙

2 点字投票の申立ての有無（点字投票を希望する者は、有を○で囲むこと。）

(1) 有

特に投票を希望しない選挙がある場合は、当該選挙等の名称を二本線で抹消させます。また、点字で投票しようとする場合は、その旨申し立てることになっていますので、請求依頼書中の2の(1)を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書（別紙）の用紙による不在者投票事務処理表（4の(5)「投票の事務処理」（P 19）参照）と併せて、当分の間保存してください。

(2) 指定病院等の長が行う名簿登録地の市区町村委員会への投票用紙等の交付請求

指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは（選挙人の属する投票区が指定病院等（刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院及び少年鑑別所を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)①イ（P 2）に該当する者に限る。）、直ちに当委員会が交付した投票用紙等請求書（記載例（P 10）参照）を用いて、直接又は郵便等（速達、書留交付記録郵便（いわゆるレターパック））によって投票用紙等の交付を請求してください。

<備考>

投票用紙等の請求先

投票用紙等の請求先は、当委員会委員長です。（住所、電話番号等はP 21）

(記載例)

投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人(壬生太郎ほか4名)は、令和8年3月29日執行 壬生町長選挙 の当日、
壬生町議会議員選挙

当病院にあるため、当病院において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定
による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和8年3月 日

住 所 ○○市○○1丁目1番1号
病院等の名称 山川病院
病院長等の職氏名 院長 山川一郎 ※押印不要
請求書作成者の職氏名 係長 田山四郎
電話番号 028-622-1111
FAX番号 028-622-0000

壬生町選挙管理委員会委員長 様

(別紙)

No. 1

令和8年3月29日執行 壬生町長選挙
壬生町議会議員選挙

〔指定病院等名称〕 山川病院

投票事務処理欄

立会人氏名 ()
投票事務従事者氏名 (他 名)

選挙人名簿に 記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点 字	投票を希望 する選挙	壬生町長選挙		壬生町議会議員選挙		代理投票 補助者氏名
				用紙等交付	投票月日	用紙等交付	投票月日	
壬生町通町12-22	壬生太郎 明・大(昭)平20・10・7		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
壬生町上稲葉933-1	壬生花子 明・大(昭)平31・1・13		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
壬生町安塚1170-27	山田一郎 明・大(昭)平36・12・9	○	壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
壬生町本丸1-8-33	乙山一男 明・大(昭)平28・9・13		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
壬生町羽生田241	小川一子 明・大(昭)平38・7・10		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
以下余白	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙					

壬生町議会議員選挙を希望しない場合

点字の場合

この別紙は投票用紙を請求する場合は記載後1部コピーして、手元においてください。

(注1) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項(点字による投票)の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。
(注2) 特に投票を希望しない選挙があるときは、「投票を希望する選挙」欄の当該選挙の名称を2本線で抹消してください。

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 別途配布する投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」及び「(別紙)」（請求依頼をした選挙人の氏名等の記載用紙）の2種類です。
- ② 請求書用紙は、10ページの「記載例」の要領で記載してください。
この際、選挙人が投票を希望しない選挙については、この請求書の「(別紙)」の「投票を希望する選挙」欄にある当該選挙名を2本線で抹消してください。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「(別紙)」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 選挙人がもし船員で「選挙人名簿登録証明書」の交付を受けている場合は、これを請求書に添付してください（この選挙人名簿登録証明書は、投票用紙等とともに当委員会委員長から返送されますので、返送を受けたときは、直ちに直接選挙人に返付してください。）。
- ⑤ 「投票用紙等請求書」用紙1枚（当委員会委員長あて）及び「(別紙)」用紙（所要枚数）をとじてください。
- ⑥ 「(別紙)」用紙については、不在者投票事務処理用として、もう1部を同時に作成（カーボン紙又はコピー機により複写）し、投票事務に利用し、当分の間保存してください。
(注) (別紙)用紙については、不在者投票事務処理表を兼ねる様式になっています。
当委員会委員長に対し投票用紙等を請求する際には、(別紙)用紙の「投票事務処理欄」の部分は空欄のままとなります。

- (3) 当委員会委員長は、指定病院等の長から(2)の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めるときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接交付し、又は郵便等(速達、書留、交付記録郵便(いわゆるレターパック))をもって送付します。選挙の期日の告示の日前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は、選挙の期日の告示の日の翌日以後に、郵送等の場合には、選挙の期日の告示の日の前日(3月23日)以降に送付します。
- (4) 指定病院等の長は、当委員会委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載場所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等(封筒は、外封筒及び内封筒)を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載場所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、当委員会委員長から送付された投票用紙等には、町長選挙及び町議選挙ごとに外封筒表面最下部(投票区、名簿番号、男女別記載欄の下)に選挙人の氏名を鉛筆等で記載してあり、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って1セットとなっています。

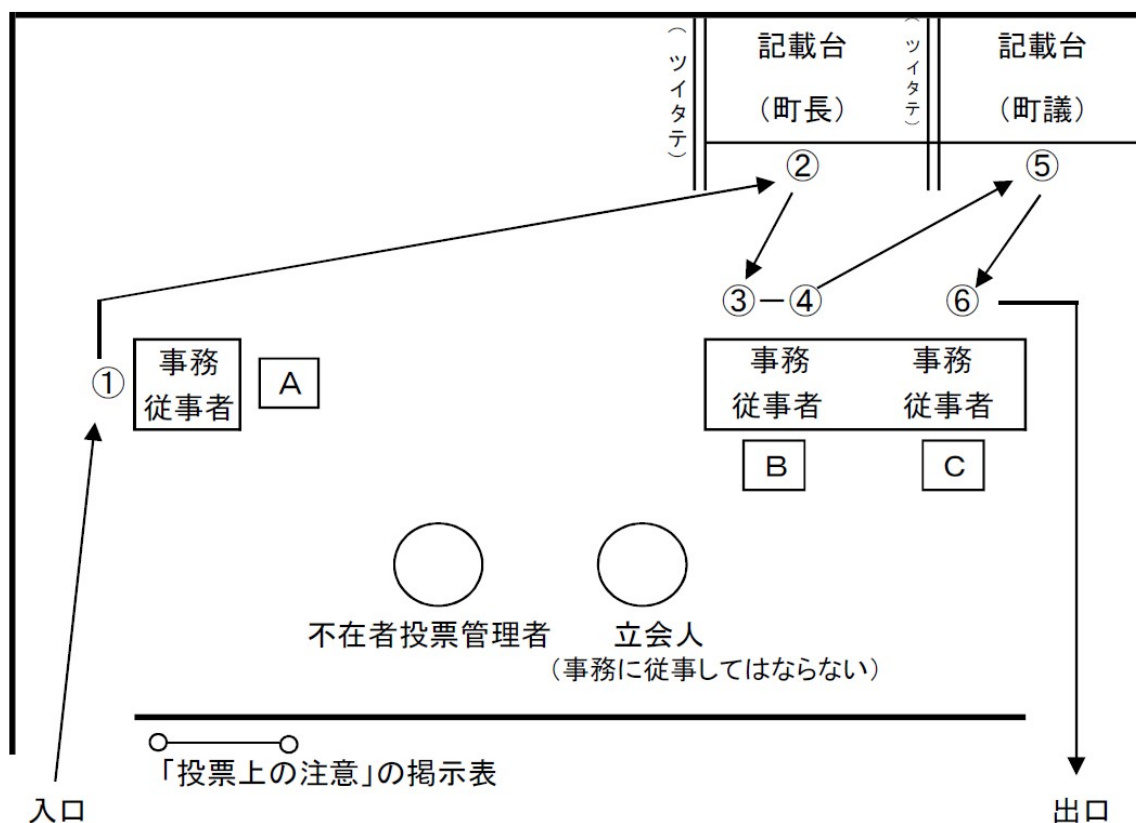
3 投票記載場所の設備

(1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。

この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市区町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

具体的な配置例及び設備の際の留意事項は次のとおりです。

(不在者投票を行う場所の配置例)



<備考> 矢印、番号及び事務従事者の記号 (A、B、C) は、

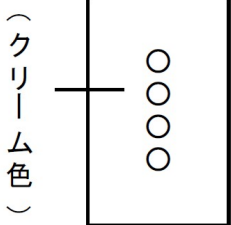
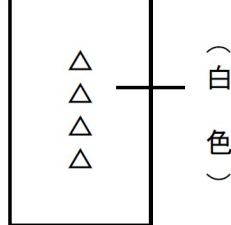
「4の(3)投票の進め方」の手順の⑥まで (P 15～16) 及び

「4の(4)③代理投票」(P 17、18)の表記と一致しています。

- * 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は適宜配置してください。
- * 記載台には、それぞれ鉛筆 (3本程度) を用意してください。
- * 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
- * 立会人は常に1名以上着席していなければなりません。また、投票事務の補助は行ってはな

りませんし、代理投票の補助者となることもできません。

* 「投票上の注意」を次のとおり作成の上、投票を行う場所の入口付近に掲示してください。

投 票 上 の 注 意	
壬 生 町 長 選 挙	壬 生 町 議 会 議 員 選 挙
候補者の氏名を書く (クリーム色)  投 票 用 紙	候補者の氏名を書く (白色)  投 票 用 紙

※ 掲示表の原稿を26ページに添付しましたので、必要があれば拡大複写して利用してください。

(2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。

また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、あらかじめ撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

(1) 立会人の選任

指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者（日本国民で年齢満18年以上の者であればよく、当該選挙の選挙権を有する必要はない。）を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）、事務従事者及び代理投票の補助者は、立会人と兼ねることはできません。

(2) 投票の順序

まず町長選挙の投票をさせ、次に町議選挙の投票をさせることとしてください。

(3) 投票の進め方

選挙人は、町長選挙及び町議選挙の期日の前日（3月28日）午後5時まで（なるべく早目がよい。）、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（3の(1)で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

① 町長選挙の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（A）は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください（④において同じ。）。

また、交付の際には、この投票用紙には町長選挙の候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（A）は、当該選挙人に町長選挙の投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る町長選挙の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（「(5)投票の事務処理」（P19）参照）。

② 町長選挙の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 町長選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ封をします。

なお、封筒は、封の部分のシールをはがして封をします。のり付けは不要です（以下同じ。）。

ウ 外封筒に封をした内封筒を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名（代理投票の場合を除き必ず**自書**する。）します（図1（P24）参照）。

〔 点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で候補者の氏名を記載します。 〕

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（B）が、町長選挙の投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

④ 町議選挙の投票用紙等の交付

ア 事務従事者（B）は、町長選挙の投票を受領した後に、町議選挙の投票用紙等を交付します。

また、交付の際に町議選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者（B）は、当該選挙人に町議選挙の投票用紙等を交付したときは、（別紙）（事務従事者（A）が使用するもののコピー）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る町議選挙の「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（「(5)投票の事務処理」(P19)参照)。

⑤ 町議選挙の投票用紙等への記載等（記載台）

ア 町議選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を記載します。

イ 以下、②のイからエに同じです。

⑥ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者（C）が、町議選挙の投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

⑦ 不在者投票管理者に関する記載等

町長選挙及び町議選挙のそれぞれの外封筒裏面に**投票年月日**、（具体的な）**投票場所**並びに**不在者投票管理者の職及び氏名**を記載（ゴム印等でもよい。）してください。

（図1（P24）参照）。

⑧ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄（町長選挙及び町議選挙のすべて）に投票に立ち会った立会人が署名（必ず自書する。）します（図1（P24）参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

〈注意〉 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等をそのまま返還させてください。

(4) 投票の記載上の留意事項

① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用し、表面に「点字投票」の表示が刷り込まれています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を内封筒に入れて封をさせ、更にこれを先に点字で署名しておいた外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

身体の故障その他の事由により、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続は以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

身体の故障その他の事由により、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、町長選挙の投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者（A）に申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

〔 許容することと決定した場合には、以下ウからカまでの手順によります。
許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。 〕

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者（A）でも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者（以下「補助者」という。）2人（補助者1人は不可）を投票所内に入れ、当該選挙人が代理投票を行う旨伝えます。

〔 補助者の選任は、不在者投票管理者が、立会人の意見を聴いて、投票を記載する場所において不在者投票事務に従事する者のうちから定めてください。 〕

〔 なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任した時）、代理投票の手続について説明を行っておいてください。 〕

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者（A）は、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者（A）は、投票用紙等を交付した時は、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2名の氏名を必ず記載してください。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

[町長選挙及び町議選挙のすべてを行う場合]

(ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、まず町長選挙について選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。ただし、補助者が候補者の一覧表を示すとか、あるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、更にそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者（B）は、これを確認の上、受領します。

(ウ) 引き続き町議選挙について、前記(ア)と同様の処理を行います。

(エ) 前記(イ)と同様の処理を行い、事務従事者（C）は、これを確認の上受領します。

[町長選挙又は町議選挙のいずれかを行う場合]

代理投票を行う選挙についてのみ、上記の処理を行います。

カ 以下、前記「(3)投票の進め方」の手順⑦及び⑧（P16）に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認められたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、当委員会に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることとなります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下

「代理記載人」という。)に、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「(代理投票の仮投票の場合の代理記載人)」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることとなります(図1(P24)参照)。

(5) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1部作成した投票用紙等請求書(別紙)用紙を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

(記載例)

(別紙) 令和8年3月29日執行 壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙			No. 1				
〔指定病院等名称〕 山川病院			投票事務処理欄				
			立会人氏名 (海山太郎)				
			投票事務従事者氏名 (青田みどり)		他2名		
			壬生町長選挙		壬生町議会議員選挙		
			代理投票		補助者氏名		
選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名 生年月日	点字	投票を希望する選挙	用紙等交付	投票月日	用紙等交付	投票月日
壬生町通町12-22	壬生太郎 明・大(昭)平20・10・7		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙	レ	3月25日	レ	3月25日
壬生町上稲葉933-1	壬生花子 明・大(昭)平31・1・13		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙	X	投票せず	X	投票せず
壬生町安塚1170-27	山田一郎 明・大(昭)平36・12・9	○	壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙	交	付	せ	ず
壬生町本丸1-8-33	乙山一男 明・大(昭)平28・9・13		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙	レ	3月25日	交付せず	
壬生町羽生田241	小川一子 明・大(昭)平38・7・10		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙	レ	3月25日	レ	3月25日
以下余白	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				
	明・大・昭・平 . . .		壬生町長選挙 壬生町議会議員選挙				

投票した場合は「レ」や空欄ではなく、必ず投票した月日を入れてください。

投票を行わなかった場合

(注1) 選挙人から、公職選挙法施行令第50条第3項(点字による投票)の申立ての依頼があった場合は、「点字」欄に○の記号を記載してください。

(注2) 特に投票を希望しない選挙があるときは、「投票を希望する選挙」欄の当該選挙の名称を2本線で抹消してください。

- ① 「用紙等交付」欄の記載については、町長選挙、町議選挙のそれぞれについて投票用紙等を交付した場合は、「レ」の記号を記載します((3)の①、④、(P15、P16)参照)。なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については投票用紙等を必ず返還させ、「レ」記号を×印で抹消し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。

- ② 代理投票を行った場合は、補助者2名の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。
- ③ 代理投票の仮投票を行った場合（極めてまれなケースです。）は、②と同様補助者2名の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者（代理記載人）の氏名を○で囲んでください。ただし、通常の代理投票の場合は、この必要はありません。
- ④ 投票事務終了後、事務従事者（A）が使用した（別紙）用紙と事務従事者（B）及び（C）が使用した（別紙）用紙の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表を上図のように作成し、保存してください。
- ※ この不在者投票事務処理表のコピーの全てを、不在者投票の事務に要した経費の報告（請求）の際に添付していただくことになります。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載（ゴム印等でもよい。）し、不在者投票管理者（指定病院等の長）の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）するとともに、立会人に署名（この場合は、必ず自書させる。）させ、記載漏れがないか等再度点検した上で、さらに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記（「不在者投票在中」と朱書する。）し、さらに裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載（ゴム印等でもよい。）して、直ちに当委員会委員長に直接持参又は郵便等（速達、書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック））で送付してください。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、当委員会委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面（不在者投票事務処理表（P 19）のコピーでもよい）を添付して当委員会委員長に返還してください。
この場合、投票用紙等には決して何も記載しないでください。
- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等は新しい指定病院等に回付せずに、必ず当委員会に返還してください。

第5 その他

1 経費の請求

- (1) 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、4月10日（金）までに報告書（兼請求書）（別記様式（P22））に、全ての不在者投票事務処理表（P19）のコピーと通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ）を添付し、壬生町長あてに報告（請求）してください。
- (2) 上記の経費は、法律に定めるところにより、不在者投票をした選挙人1人について1,236円を交付します。（銀行口座振込により入金）
- なお、投票用紙等を請求しても、投票をしなかった者については、経費は交付されませんのでご注意ください。
- ※不在者投票事務を1件も行わなかった場合は、電話又はFAXにより、その旨報告してください。

2 お問い合わせ先

その他不明な点は、当委員会に照会してください。

壬生町選挙管理委員会

〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1

電話 0282-81-1807（直通） FAX 0282-82-8262

別記様式

報告書（兼請求書）

金 _____ 円也

ただし、令和8年3月29日執行の壬生町長選挙及び壬生町議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内訳〕 (1, 236円×不在者投票人数 _____ 人)

上記のとおり報告いたします。

令和8年 ____ 月 ____ 日

壬 生 町 長 様

病院等の名称

所 在 地 (〒 _____)

病院等の長の職氏名 _____ ⑩

(電話 _____ (_____) _____)

※支払金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

〈フリガナ〉

口座名義

口座番号 (普・当) _____ 番

報告担当者	
職・氏名	

(注1) (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

(注2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

(注3) 支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付してください。

なお、振込先の確認のため通帳の写し(金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ)の添付をお願いします。

(注4) 不在者投票事務を行わなかった場合でも、その旨報告(電話(0282-81-1807)等でも可)してください。

別記様式（記載例）

報告書（兼請求書）

修正液や訂正印での訂正はできません

金 6,180 円也

ただし、令和8年3月29日執行の壬生町長選挙及び壬生町議会議員選挙における不在者投票事務に要した郵送料及び事務費

〔内訳〕 (1, 236円×不在者投票人数 **5** 人)

上記のとおり報告いたします。

令和8年 〇月〇〇日

壬 生 町 長 様

病院等の名称 **山川病院**

所 在 地 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)

〇〇県〇〇市〇〇1丁目1番1号

病院等の長の職氏名 **院長 山川 一郎** 印

(電話 **028 (622) 1111**)

※支払金融機関名 **〇〇 銀行 〇〇 支店**

〈フリガナ〉

口座名義 **イリョウホウジン 〇〇カイ リジチョウ カワダ サブロウ**
医療法人 〇〇会 理事長 川田 三郎

口座番号 (普・**当**) **123456** 番

報告担当者

職・氏名

経理係長 田山 四郎

使用する印は、法人の理事長印や病院・施設の印ではなく、施設長印（施設長の私印でも可）を押印してください。

(注1) (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表のコピーを併せて添付してください。

(注2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してください。

(注3) 支払金融機関名等は、必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

また、口座名義にはフリガナを付してください。

なお、振込先の確認のため通帳の写し（金融機関名、口座番号、口座名義が印字されているページのみ）の添付をお願いします。

(注4) 不在者投票事務を行わなかった場合でも、その旨報告（電話（0282-81-1807）等でも可）してください。

(図1)

不在者投票用封筒（外封筒）（例）

表

令和8年3月29日執行
壬生町長選挙
不在者投票
(外封筒)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください

代理投票の仮投票の場合の代理記載人

投票者 壬生太郎

立会人 山川病院院長 海山太郎

不在者投票管理者 山川病院院長 山川一郎

投票年月日 令和八年三月〇〇日

投票場所 山川病院第一病棟第一会議室

必ず記載すること(ゴム印可) 山川病院院長

必ず本人に書かせること 署名

必ず記入又は記載すること ゴム印可 令和八年三月〇〇日

裏

(図2)

送致用封筒（投票用封筒を郵送又は送致するための任意の封筒）（例）

表

切手

速達 321-0292

壬生町選挙管理委員会委員長様

壬生町大字壬生甲三八四一番地一

「不在者投票在中」 朱書すること

必ず郵便によらない場合も記載すること。

不在者投票管理者の職・氏名を記入
ゴム印可すること

山川病院院長 山川一郎

〇〇市〇〇一丁目一番一号

裏

【注意】記入漏れのないようにお願いします。

代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。(*単なる代理投票の場合は記載しない。)

(手引(P18))「④代理投票の仮投票」参照

代理投票の場合は、投票用紙に候補者名を記載した補助者が「選挙人」の名前を書くこと。

※ 壬生町議会議員選挙についても、この記載例と同様です。

お 知 ら せ

当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る三月二十九日に執行されます壬生町長選挙及び壬生町議会議員選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。

一 投票日時

令和八年三月二十五日（水）

午前九時 ～ 午後三時

二 場 所

第一病棟第一会議室

なお、右記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認のうえおいでくださるようお願いいたします。

山川病院院長 山 川 一 郎

投票上の注意

壬生町長選挙

候補者の氏名を書く

A rectangular box with a black border. Inside the box, four circles are arranged vertically in the center. A horizontal line is drawn across the box, passing through the circles.

(クリーム色)

投票用紙

壬生町議会議員選挙

候補者の氏名を書く

A rectangular box with a black border. Inside the box, four triangles are arranged vertically in the center. A horizontal line is drawn across the box, passing through the triangles.

(白色)

投票用紙